平成２７年（フ）第２０２号
愛知県岡崎市上地５丁目２番地３　ＣＡＲＯ　ＧＥＮＴＥ　101、前住所愛知県岡崎市明大寺町字茶園10番地７　パラッツォジェンティーレＡ
破産者　手島　晃一
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
名古屋市西区赤城町174番地　ハウス半田２号、前住所名古屋市西区大野木２丁目170番地
破産者　伊東　良文
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
愛知県豊田市金谷町５丁目39番地　成田住宅305号
破産者　榊原　照和
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７６０号
大阪市住吉区苅田10丁目６番20号　介護付有料老人ホーム　さわやか住吉館、開始決定時の住所京都府京田辺市田辺戸絶１番地　田辺記念病院内
破産者　伊藤　伸夫
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３号
和歌山県御坊市御坊167番地
破産者　砂時計、オリーブ、道久こと　道　博次
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第６３４号
広島市安佐北区三入南２丁目13―16―20、住民票上の住所広島市安佐北区三入南２丁目26番６―11―25号
破産者　坂本　経夫
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９５号
愛媛県松山市小坂２丁目４番３号　コーポひかり101号
破産者　大西　敏彦
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
宮崎県串間市大字西方6905番地35、前住所宮崎県日南市大字隈谷甲2201番地
破産者　加藤征八郎
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第７３号
宮崎県都城市都元４丁目20番地16　津曲貸家Ｃ棟
破産者　山崎康一郎
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第５７号
鹿児島県姶良市脇元1957番地　重富ビル303号
破産者　櫛山みゆき
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１４２８９号
東京都江戸川区船堀１丁目８番15号
破産者　有限会社フォレスト・ヒル
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４４２号
静岡県沼津市東椎路1404―１　広場の家Ｂ
破産者　芹澤　卓司
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１５４号
千葉県船橋市前原西８丁目21―23　サンヒルズＣ―103、開始決定時の住所千葉県船橋市二宮１丁目１―26
破産者　増田　正人
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６７６号
東京都豊島区西巣鴨４丁目10―２―402
破産者　福島　郁也
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８３７号
埼玉県春日部市大場797―２
破産者　萩原　　茂
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７８７号
山口県下関市山の田北町３―25―103、開始決定時の住所東京都大田区大森南１丁目17―９―203　朝日ホームズⅠ
破産者　藤田　時雄
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４１４号
東京都練馬区谷原４丁目10番17号
破産者　株式会社三和空調設備
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４８６号
埼玉県所沢市和ケ原２丁目136―43―106
破産者　津島　朋憲
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部